

第2 手続きの種類

1 各種申請手続き

手続き	項目	内 容	根拠条項
許 可	設 置	製造所等を設置する場合	法第 11 条第 1 項
	変 更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合	
承 認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を製造所等以外の場所で 10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第 10 条第 1 項 ただし書
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第 11 条第 5 項 ただし書
検 査	完成検査前	タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合
		基礎・地盤 溶接部	特定屋外タンク貯蔵所において基礎・地盤検査又は溶接部の検査を受けようとする場合
	完 成	設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成した場合	法第 11 条第 5 項
	保 安	定 期	10,000 kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所、特定移送取扱所にあって保安検査を受けようとする場合
		臨 時	特定屋外タンク貯蔵所又は特定移送取扱所にあって、不等沈下等の事由が発生して保安検査を受けようとする場合
認 可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を作成又は変更する場合	法第 14 条の 2 第 1 項
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	政令第 8 条第 4 項
(準) 特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		(準) 特定屋外タンク貯蔵所又は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正規則(平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号) 附則第 3 条第 2 項、第 7 項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正規則(平成 23 年 12 月 21 日総務省令第 165 号) 附則第 9 条第 2 項
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書
地下埋設配管の漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	政令第8条の4第2項第1号イ
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	タンクの腐食量(底部の板が腐食により減少した値をいう。)に係る管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合 (コーティング有り)	政令第8条の4第2項第1号ロ
保安検査時期変更承認	災害その他規則で定める事由により、保安に関する検査を行なうことが適当でないと認められる場合	政令第8条の4第2項ただし書
内部点検の期間延長	休止により内部点検の期間を延長する場合	規則第62条の5第3項

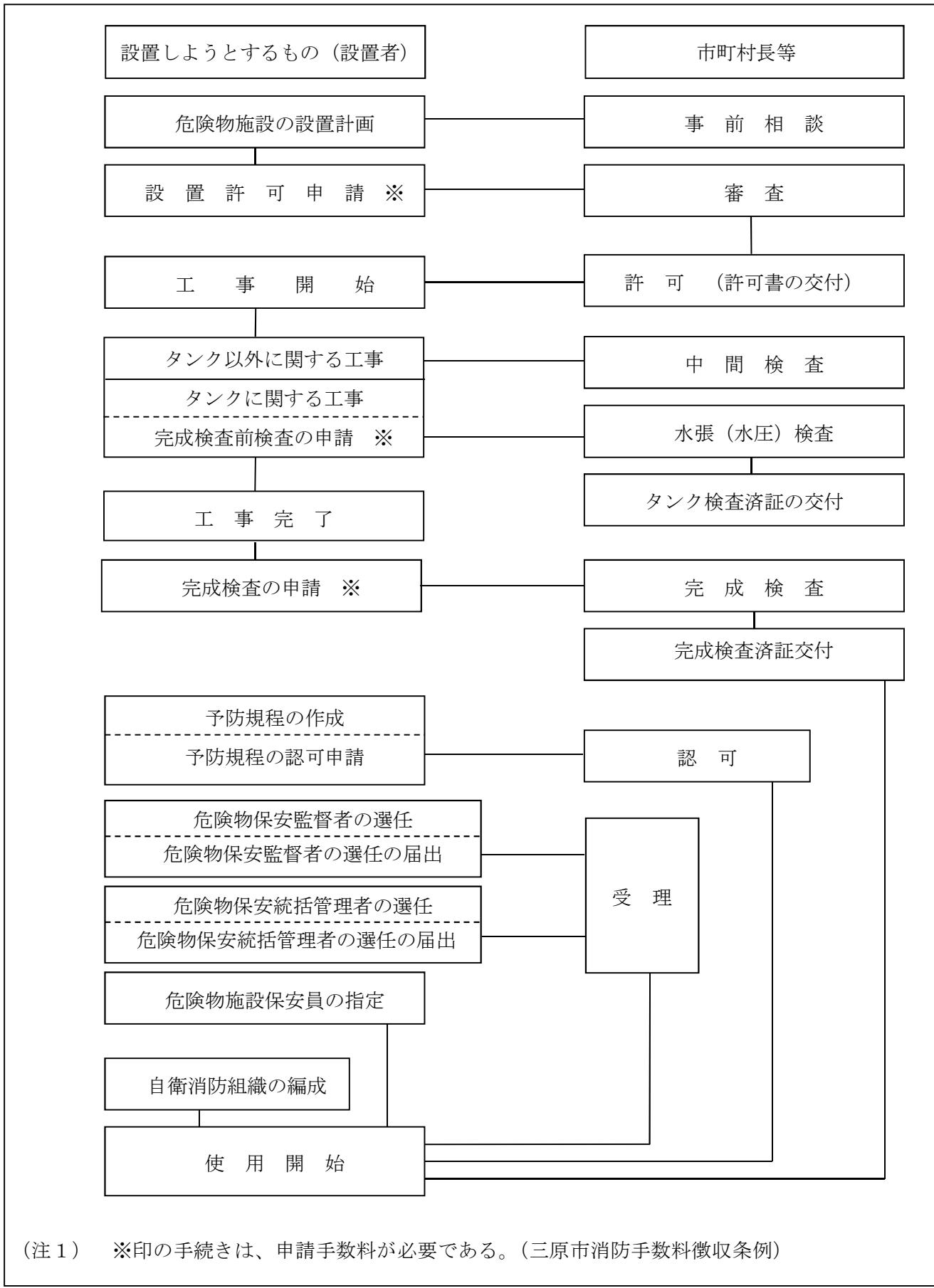
2 各種届出手続き

届出項目	内 容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又引渡しがあった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
移送の経路等の通知	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の規則で定める危険物の移送をする場合	政令第30条の2第1項第5号
危険物保安統括管理者の選任又は解任	政令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上(移送取扱所にあっては指定数量以上)となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第2項
内部点検の期間延長 (2年以内の延長)	特定屋外タンクについて期間内に内部点検を行うことが困難な場合	規則第62条の5第1項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所新基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正政令の施行(平成7年1月1日)後において新基準に適合することとなった場合	改正政令(平成6年7月1日政令第214号) 附則第2項第2号
第1段階基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正政令の施行(平成7年1月1日)後において第1段階基準に適合することとなった場合	改正政令(平成6年7月1日政令第214号) 附則第3項第2号
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	規則第62条の5第1項
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	

(準)特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正規則(平成21年10月16日総務省令第98号)附則第3条第2項、第7項により休止している(準)特定屋外タンク貯蔵所を再開する場合	改正規則(平成21年10月16日総務省令第98号)附則第3条第4項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正規則(平成21年10月16日総務省令第98号)附則第3条第2項、第7項により申請している内容を変更する場合	改正規則(平成21年10月16日総務省令第98号)附則第3条第5項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正規則(平成23年12月21日総務省令第165号)附則第9条第2項により休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を再開する場合	改正規則(平成23年12月21日総務省令第165号)附則第9条第4項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正規則(平成23年12月21日総務省令第165号)附則第9条第2項により申請している内容を変更する場合	改正規則(平成23年12月21日総務省令第165号)附則第9条第5項
製造所等の休止、再開	製造所等の使用を3か月以上にわたって休止する場合又は休止している製造所等の使用を再開する場合	市危則第17条
製造所等の事故発生	製造所等において火災、爆発その他の災害が発生した場合及び危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生した場合	市危則第21条
製造所等における位置、構造又は設備の軽微な変更	製造所等における位置、構造及び設備について、変更の許可を必要としない程度の軽微な変更又は補修をしようとする場合	市危則第18条
設置者の氏名又は住所	製造所等の設置者の氏名若しくは住所に変更があったとき又は製造所等の名称若しくは所在場所の地番に変更があった場合	市危則第19条
地下貯蔵タンク等の在庫管理等計画	在庫管理等に関する計画の届出をしようとする場合	改正規則(平成15年12月17日総務省令第143号)附則第3項第2号

3 計画から使用開始までの流れ（特定屋外タンク貯蔵所を除く）

＜製造所等の設置許可に係る流れ＞



4 変更計画から使用開始までの流れ（特定屋外タンク貯蔵所を除く）

＜製造所等の変更許可に係る流れ＞

